

# 札幌司法書士会



地震による  
困りごと電話相談会

 0120-115-559

受付:午前 10:00~午後 4:00 (土日祝除く)

☎ 011-522-5576 ※こちらの番号(通話料のみかかります)も引き続きご利用いただけます。

司法書士が **無料** で電話相談をお受けします。  
おひとりで悩まず、お気軽にお電話下さい。

## 札幌司法書士会

お問い合わせ 札幌市中央区大通西 13 丁目 中菱ビル 6F

TEL 011-281-3505 FAX 011-261-0115

## ★り災証明書の交付

住宅に被害を受けた方は必ず市町村役場でり災証明の申請をし、「全壊（損害割合 50%～）」  
「大規模半壊（40～50%）」「半壊（20～40%）」の証明書の交付を受けてください。今後、各種支  
援を受ける際にり災証明書が必要となる場合があります。

## ★家屋の応急修理

り災証明で大規模半壊や半壊の判定を受けた世帯は、修理した家屋で生活ができる場  
合には、災害救助法に基づく応急修理（屋根・壁・床等の必要不可欠の部分で緊急を要  
する箇所）を受けることができます。（半壊の場合には所得制限があります）

## ★災害援護資金の貸付

今回の地震により負傷した方や住居・家財に被害を受けた方は、市町村より、一定の  
金額を借り入れることができます。（所得制限があります）

受けられる場合 世帯主が災害により1ヶ月以上の負傷をした

家財の3分の1以上に損害を受けた

住居が全半壊した

受けられる額 150万円～350万円（事情により額は変わります）

返済 利率年3%、償還期間10年

## ★自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

北海道胆振東部地震の被災者のうち、その地震の影響によって住宅ローンや事業性ロ  
ーンの返済ができなくなるなど、一定の要件を満たした個人の方は、財産の一部を手元  
に残した状態で債務整理をすることができる場合があります。（法的手続きによらず、  
個人信用情報にも登録されないメリットがあります。）